

第 3 回

（仮称）加古川市手話言語及び 障がい者コミュニケーション促進条例 検討委員会

議事録

日時：平成 28 年 8 月 9 日（火）午後 2 時開会

場所：加古川市総合福祉会館 大ホール

1 開会

○**杉山会長** こんにちは。今日はお暑い中お集まりいただきありがとうございます。会長を務めております兵庫大学の杉山です。

それでは、第3回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例検討委員会を開催いたします。

それでは早速ですけれども、事務局から、本日の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○**事務局 事務局の障がい者支援課 前田**でございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の出席状況でございます。委員全9名にご出席いただいております。嘉田オブザーバーは所用のため欠席されております。

また、本日の会議においても、手話通訳を東播手話通訳者協会様、要約筆記を加古川要約筆記たんぽぽ様に、それぞれご協力いただいております。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。委員の皆様には、事前に資料を送付しておりますが、お持ちでしょうか。

まず、最初に次第です。

次に、資料1としまして、第2回検討委員会会議の概要です。

次に、資料2としまして、条例素案です。

また、本日A4横2枚綴りの資料をお配りしております。そちらにつきましては、後ほど川添委員からご説明いただくものになっております。

ここまでが本日の会議資料です。皆様、すべておそろいでしょうか。

なお、傍聴者の皆様にお配りしております資料については、閲覧

となりますので、ご退席される際は資料をご返却ください。

次に、会議の進行についてお願いがございます。

本日は、障がいのある方が多数参加されております。また、手話、要約筆記による通訳をお願いしております。つきましては、発言される場合は、挙手のうえ、マイクを使っていただき、毎回お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、ゆっくりはっきりと発言して下さるようお願いいたします。以上です。

2 第2回会議概要について

○杣山会長 杣山です。

それでは次第に従って進めます。まず、第2回会議概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局 前田です。

資料1の説明をいたします。資料1をご覧ください。こちらは、前回の会議でご審議いただいた内容をまとめたものです。

1 条例の構成について、委員の皆様からいただいたご意見でございます。

(1)「財政上の措置」について。

この条例の施行後に施策を講じる場合において、必要な財政措置を行うという趣旨の規定を置くものでございます。

具体的な施策については、障がい者、コミュニケーション支援者等から意見を聴取したうえで、市が立案していくとご説明いたしました。

(2)手話言語の確立・普及・環境整備等に関する施策について。

1点目。この条例に「学校における手話の普及」を規定するのかどうかというものです。子どもたちが、障がい者を取り巻くコミュ

ニケーションの現状を学ぶことは大切なことであり、委員の皆様の意見を踏まえたうえで、規定を盛り込んでどうかとご説明いたしました。

2点目は、1点目に関連して、現在教育現場で行われている「福祉学習」と、この条例への規定の必要性について、意見がございました。

先進事例である明石市の全小学校への手話普及啓発に関する取り組みを挙げ、加古川市の条例にも規定すべきという意見、反対に、全小学校で手話を学ばなければならないとすることに対する疑問などの意見が出されました。

3点目。現状の「福祉学習」の取り組みは継続しつつ、この条例においても努力義務として規定すればどうかという提案がありました。学ぶ機会の提供の場として学校を挙げることについては、委員の皆様、意見が一致しておりました。また、手話だけでなく、要約筆記等の手段についても学ぶ機会を提供し、子どもたちにあらゆる障害について学んでほしいというご意見、地域の家庭教育学級によるイベントでの経験を通して、学校で学ぶことの大切さを感じたという意見も出されました。

教育現場における「福祉学習」の実施状況等については、教育委員会に確認を行っております。確認内容は、後ほどの審議のなかでご説明差しあげます。

4点目。設置手話通訳者や派遣事業における手話通訳者の確保・養成を見据えての身分保障についてのご意見でございました。

5点目。事業所が聴覚障がい者に情報保障する場合の費用に対する助成についてのご意見でございました。

設置手話通訳者の身分保障については、この条例とは別で、市として継続して検討していくこととし、手話通訳者を含むコミュニケーション支援者の確保・養成に関してはこの条例に規定を置くこと、

事業所への助成については、今後の検討課題とご説明いたしました。

(3) 要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の普及・環境整備等に関する施策について。

1点目。「等」に含まれる具体的なコミュニケーション手段は何かというご意見でございます。これについては、拡大文字、テキストメールなど、視覚障がい者にとって有効な手段を想定しているところをご説明いたしました。

2点目。要約筆記、点訳、朗読に関するコミュニケーション支援者の確保・養成に関してのご意見でございます。これについては、手話と同様に確保・養成について条例に規定したいところをご説明いたしました。

(4) 多様なコミュニケーション手段の普及について。

1点目。知的障がい者にとって、ヘルプカードが災害等の非常時に有効であり、その普及についても取り組んでほしいというご意見でした。

2点目。盲ろう者に対するコミュニケーションがこの条例のどの規定に含まれるのかというご意見でした。盲ろう者のコミュニケーション手段として触手話などが考えられ、この「多様なコミュニケーション手段」に含むものとして条例に規定していければとご説明いたしました。

続いて、2 条例の題名について、委員の皆様からいただいたご意見でございます。ご意見をまとめますと、すべてのコミュニケーション手段を題名に取り入れるご意見と、すっきりとした題名にすべきというご意見とに大きく分かれておりました。また、この条例制定の趣旨からして、「手話言語」という文言は必要であるというご意見もございました。

すっきりとした題名に関連して、「手話言語」に関する条例と「障がい者コミュニケーションの促進」に関する条例を分けてはどうか

というご意見もございました。2本立てとしたほうがそれぞれの内容を理解しやすいのではという考えからです。

これに対しては、「手話言語」の理解・普及と「コミュニケーション促進」は、どちらも究極的には共生社会の実現に欠かせないものであり、両者は関連しているため、1つの条例として策定すべきものであるという考えをご説明いたしました。

2本に分けた場合、一方の条例は自分たちには関係ないと思われるのではないかとのご意見や、「及び」を用いることによって、障がい者コミュニケーションが手話言語に付随するものと捉えられるのではないかとのご意見もございました。

最終的には、「加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例」を本委員会での暫定案とすることとなっています。

以上が第2回の会議概要となります。

後ほど、条例素案の検討で、具体的な規定についてご審議いただくこととなります。その際に、条例の題名等についても併せてご議論いただければと思います。以上です。

○**杉山会長** 杉山です。ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

(1) 条例素案についてですけれども、その検討に入る前に、共通理解を図るということで川添委員から資料が提示されております。この資料に基づいてご発言がございました。よろしくお願いします。

○**川添委員** 川添です。

資料をご覧ください。前のスクリーンにも同じものを映し出していただいております。

前回の検討委員会において、この条例の名称から「手話言語」を外すことはできないと発言させていただきました。

この検討委員会では、「手話言語」が既定の事実として議論が進んでいると思います。ろう者、手話通訳者の間では「手話は言語である」ことは当然のこととして捉えてはいますが、手話にあまり関わりのない方にとってはなかなか理解しがたい部分もあるかと思いますので、説明させていただきます。

手話がろう者の日常生活において必要不可欠なコミュニケーション手段であるということについては皆様にご理解いただけていると思います。しかし、手話は大事なコミュニケーション手段であるにもかかわらず、日本の歴史の中で、特にろう学校において、使用を禁じられた時代が長く続きました。ろう者に対しての差別的な見方や、手話言語が日本語という音声言語よりも劣ったものであるという考え方があり、手話は動物的だとか、みっともないことをするなという風な考え方から、少しでも健常者に近づけるよう口話法が開発され教育の場で進められるなかで、手話の使用が禁じられました。

日本では、明治 11 年に京都盲啞院が設立され、聞こえない子どもたちの集団が形成されました。そこで手話が生まれたと考えるのが定説となっています。当時は手話による教育もなされていました。

大正末期から昭和初め頃に、口話法、口を見て何を話しているかを読み取り、言いたいことを発声する方法が普及し、全国的にろう学校で手話が禁じられました。大正 8 年に、当時の文部大臣が全国ろう学校長会で公的に「口話をすべし」との発言をし、手話法を否定しました。その後、平成 5 年に、文部大臣が公的に手話の使用を認めました。手話が教育の場での使用を認められてから 20 年が経過しています。

80 年近くろう学校において手話の使用を禁じられた時代が続きました。ろう者は、手話という自分たちの言語が認められず、自分たちの存在そのものが認められないというような時代を長く経験

してきました。その後、平成 10 年に国連で「障害者権利条約」が採決され、手話が言語であるとはっきりと認められました。

国内においても平成 23 年に障害者基本法のなかで「言語（手話を含む）」と記載され、日本国内の法律では手話が初めて規定されました。聞こえない人たちにとって手話が言語であると認められることがどれだけ歴史的にも重要であるかというのがご理解いただけるかと思います。

様々な定義や捉え方がありますが、言語には、音声言語とろう者が使用する手話言語に大別されます。見方を変えますと、音声言語である日本語には、書記言語としてかな、漢字などの文字があり、点字、要約筆記も日本語の音声情報を可視化したものとなります。それに対して、手話言語には書記言語がありません。日本語の音声に相当する部分のみとなります。

したがって、手話もちろんコミュニケーション手段ではありますが、点字、要約筆記などのコミュニケーション手段として同列に並べるだけでは、少し違うことがお分かりいただけるかと思います。以上です。

○ 〆山会長 〆山です。川添委員、ありがとうございました。

それでは、審議に入る前に、先ほど第 2 回会議概要及び共通理解としてお話をしました資料に基づいた川添委員のご発言に対してご意見等ございますでしょうか。

それでは審議に入りますけれども、後に意見交換の場がございますので、そこでご自由に発言いただけたらと思います。

それでは、審議(1) 条例素案について、資料 2 に基づき、前文に続いて 1 章ずつ事務局から説明がございました。事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局 事務局の福原です。

私の方から条例素案についてご説明申し上げます。

説明の前に、資料2の条例素案の語句の修正がございます。

資料2ページをご覧ください。上から2行目、「これらの障害がある人」を「これらの障害のある人」に修正をお願いいたします。

それでは、説明に移ります。

まず、題名です。前回、題名についていろいろなご意見をいただきましたが、条例素案としまして「(仮称) 加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」としております。

これまで事務局から提案させていただいたものは、障害者の「害」の字をひらがなで記載していました。これにつきましては、法制部門と協議した結果、条例、規則の題名には漢字を使用することとしておりますので、この条例の題名にも漢字を使わせていただきます。条例の本文内についても、すべて「障害者」で統一させていただいております。

目次に移ります。条例を章に分けて構成する場合には、必ず目次をつけることとなります。この条例には、手話言語と障害者コミュニケーション促進の部分の2つの部分から成りますので、それらを強調する意味で、条数は少ないですが章立てにしております。

続きまして、前文でございます。こちらは、前回説明申し上げたように、政策意図や理念を強調したいときに置くものです。この前文は、市民の宣言書になります。

それでは、前文を読みあげまして、その後に意見をいただきたいと思います。

「前文。

わたしたち人間は、言語をはじめとする多様なコミュニケーション手段を使用し、人とつながることで、社会生活を営み、文化を創造してきた。

コミュニケーション手段の一つである言語は、知識を蓄え、自分自身の意思を表明し、他者との相互理解を深めるのみならず、特に、近年多発している震災などの災害時においては、生命を守るうえで欠かせないものである。

そのような言語には、音声言語と手話を含む非音声言語がある。独自の言語体系を持つ手話は、ろう者にとって自分らしく生きていくうえで必要な母語であり、かつ、コミュニケーションの不可欠な手段でありながら、過去において言語として認められず、手話による教育が事実上禁止されてきた歴史があった。そのため、ろう者は、必要な情報を得ることや他者とコミュニケーションを取ることが難しく、日常生活や社会生活でさまざまな不便や苦勞を余儀なくされてきた。

このような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明確に定められた。わたしたち市民は、これまでの経緯を踏まえ、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であることを認識する必要がある。」

以上、ここまでが手話言語に関する内容を書いたものになります。

続きまして、2 ページ、前文の続きでございます。

「障害には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などの身体障害、知的障害、精神障害その他多様な障害がある。これらの障害のある人が使用する手話、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、ひらがな表記、サイン、写真など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段については、理解や普及が進んでいるとはいえ、その使用の機会が十分に確保されていないため、障害者が日常生活や社会生活を営むうえで、不安を感じている現実がある。

このことから、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及は、障害者の多様なニーズに合ったものを自ら選択する機

会が確保されるよう行われなければならない。そのためには、コミュニケーション手段の使用環境の整備とともに、手話通訳者、要約筆記者、点訳者、朗読者等の障害者のコミュニケーションを支援する者（ボランティアを含む。）の確保や育成が求められる。」

以上、ここまでが障害者コミュニケーションの促進に関する内容を書いたものになります。

最後に、宣言文です。

「ここにわたしたち市民は、手話が言語であることを認識するとともに、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を普及させることで、障害の有無にかかわらず、すべての市民のコミュニケーションが円滑に行われ、お互いを理解し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。」

以上が、前文となります。よろしくお願いします。

○杣山会長 杣山です。

それでは、今ご説明のありました（仮称）となっております題名、目次、前文に関してご意見等ございますでしょうか。

○山本委員 山本です。

「触手話」が多様なコミュニケーションに含まれていますが、「指点字」についてはどのようにお考えでしょうか。盲ろう者のなかで、触手話でコミュニケーションを図る者と指点字でコミュニケーションを図る者がいますが、「指点字」を記載することが可能なのか、記載できない場合にはどこに含まれると解釈すべきかお伺いします。

○事務局 事務局 福原です。

ご意見のとおり、ろうベースの盲ろう者には触手話、盲ベースの盲ろう者には指点字が障害の特性に応じたコミュニケーション手段になるかと思います。ここに記載したものは例示であり、今ご意見いただきましたので、「指点字」を前文と第2条の定義に追記させていただきます。

○水田委員 水田です。

前文で「手話を含む非音声言語」の記載がありますが、「非音声言語」という言葉に馴染みがありません。その部分を「手話言語」に変えていただけますでしょうか。

○川添委員 川添です。

水田委員の発言に補足いたします。

障害者権利条約のなかで「非音声言語」という表現に見覚えがなかったのを調べたのですが、第2条の定義に「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と記述されています。この形から、素案に記載されている形になったのかと思います。

条約の原文を見ますと、厳密には「音声言語及び手話言語」、そして「その他の形態の非音声言語」と表記されていますので、手話が「その他の形態の非音声言語」には含まれていないのではと考えられます。障害者権利条約の原文と日本語訳されたものとで解釈が違ってしまっているのでは、素案にそのような形で記載されてしまっているのではと思います。「音声言語と手話言語」とするのが一番すっきりするのではないのでしょうか。

○杣山会長 杣山です。

前回の会議資料3に他市の条例が掲載されていますが、明石市の条例ではそのことに触れられております。先ほど川添委員が発

言されたとおり、「定義において、言語には、音声言語だけでなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとした」と記載されています。加古川市においては、英文の訳からどのように表記するのかについては、一度ご検討願うということによろしいでしょうか。

○事務局 障がい者支援課 植田です。

日本語訳された権利条約の表現を記載したと認識しておりますが、確かに、明石市では「手話その他の形態の非音声言語」と表現されていますので、表現を検討し再度提示させていただきます。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

それでは、引き続き、水田委員お願いします。

○水田委員 水田です。

1 ページ第4段落の「認識する」を「認識し普及させる」に変えていただけますでしょうか。「普及」という言葉を入れていただきたいのですが。

○事務局 障がい者支援課 植田です。

ご指摘のとおり、前文の第4段落目は「認識する」という表現に留めております。しかし、宣言部分には「手話が言語であることを認識するとともに、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を普及させる」と包括的に記載させていただいておりますので、こちらで手話の普及についても記載されているものと考えております。

○水田委員 水田です。分かりました。

○杣山会長 杣山です。

それ以外のところで、ご意見等ございますでしょうか。

○川添委員 川添です。

前文を分かりやすくするために、手話言語に関する部分、障害者コミュニケーションの促進に関する部分、宣言部分との境界を1行ずつ挿入し3つの部分に区切るのはいかがでしょうか。また、明石市の条例のように小見出しを付けると、内容がより分かりやすくなるのではないのでしょうか。

○杣山会長 杣山です。

川添委員のご意見に対し、委員の皆様はいかがでしょうか。

○永井委員 永井です。

川添委員のご意見に賛同します。加えて、1ページ3段落目、「独自の言語体系を持つ手話は、」の一文がつつらと書かれ、非常に長いと感じました。短く区切り、簡潔に分かりやすく記載していただければと思います。例えば、「必要な母語であり」の部分で一旦区切れば、分かりやすくなると思います。

○杣山会長 杣山です。

それでは、前文については、3つの部分ごとに1行ずつ挿入すること、見出しをつけること、一文を区切り、分かりやすい表記にすることについて、事務局でご検討願うということによろしいでしょうか。

それでは、続いて第1章の説明を事務局からお願いします。

○事務局 事務局 福原です。

第1章、総則でございます。

第1章につきましては、第1条から第8条までの章としており、目的から財政上の措置までを規定しています。

では、読みあげながら説明を加えていきます。

「目的。

第1条 この条例は、手話が言語であること（以下「手話言語」という。）への理解の促進及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に関し必要な事項を定めることにより、障害者の日常生活及び社会生活における円滑なコミュニケーションの促進を図り、もって障害の有無にかかわらず、全ての市民がお互いを理解し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。」

「手話言語」については他の自治体の条例にも記載されていますが、一般的に「手話言語」は分かりにくいと思われるので、「手話が言語であること」と記載したうえで省略規定として「手話言語」を記載しています。

目的については、前文の宣言部分を具体的に規定したものとなっています。

次に、第2条です。

「定義。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう」、としております。

こちらは、「障害者」の定義を記載するものです。障害者基本法に規定する「障害者」の定義について読みあげさせていただきます。

障害者基本法の「障害者」は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」、と規定されております。この「障害者」を、この条例のなかの「障害者」としております。

次に、「第2号 ろう者 手話により日常生活及び社会生活を営む聴覚障害者をいう」、としております。

次に、「第3号 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話」、そしてここに先ほどご意見がございました「指点字」を加え、「ひらがな表記、サイン、写真その他障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう」、としております。

次に、「第4号 事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう」、としております。

次に、「第5号 コミュニケーション支援者 手話通訳士・者（以下「手話通訳者」という。）、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他障害者の意思疎通の支援等を行う者をいう」、としております。

最後に、「第6号 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校で市が設置したものをいう」、としております。学校教育法第1条といたしますのは、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と規定されており、この条例においては、そのうち小学校及び中学校で市が設置したものと定義しております。

続きまして、第3条の基本理念でございます。こちらは、前文の

手話言語に関する部分と障害者コミュニケーションの促進に関する部分を2項に分けて記載しております。

まず第1項でございます。「手話言語への理解は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であるという認識のもとに促進されなければならない。

第2項 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及は、障害者の多様なニーズに適合したものを自ら選択する機会が確保されることを基本として行われなければならない」、としております。

続きまして、市の責務に移ります。

「第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語への理解の促進及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に関する施策を推進するものとする」、としております。

続きまして、市民の役割です。

「第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする」、としております。

続きまして、事業者の役割です。

「第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段による意思疎通が円滑に行われるよう合理的な配慮の提供に努めるものとする」、としております。

次に、施策の基本方針でございます。

「第7条 市は、第4条の規定による責務を果たすため、次に掲げる施策を障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画において定め、総合的かつ計画的に推進するものとする。

第1号 手話を学ぶ機会の提供等に関する施策。

第2号 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の促進に関する施策。

第3号 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策。

第4号 コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策。

第5号 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策」。

第7条第1項の第1号から第4号の具体的な施策に関することは、第2章の第9条以下で触れています。

「第2項 市は、前項各号の施策を推進するにあたっては、障害者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」、としております。

第1章の最後、第8条の財政上の措置でございます。

「第8条 市は、前条第1項に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする」、としております。

以上が、第1章 総則に係る部分でございます。よろしくお願いいたします。

○杣山会長 杣山です。

それでは、第1章に関してご意見等ございますでしょうか。

○山本委員 山本です。

定義に関する規定において、「障害者基本法」等の規定の引用があります。その場合に、何をどのように見ればいいのか分からなくなってしまう。

一方、明石市の条例においては、その条例の中で「障害者」の定義をきちんと謳っております。

加古川市の条例においても、この条例内に定義を置くことはできないでしょうか。

○杣山会長 杣山です。

山本委員のご発言に関しては、定義規定に、引用する法律名を記載するのか、具体的に記載するのかというご質問です。この点について、他の委員の皆様はいかがでしょうか。

事務局におかれましては、いかがでしょうか。

○事務局 事務局 福原です。

法律名の記載については、条例を策定する際の手法の一つでございます。しかし、ご意見をいただいたように、具体的に記載したほうが分かりやすいということでございましたら、明石市のよう具体的に記載することも可能かと思えます。

○杣山会長 杣山です。

明石市及び習志野市がそれぞれ違った形で表記しており、素案は習志野市の表記に倣ったような形になっています。これを具体的に記載してはどうかというご意見でした。

○澤田委員 澤田です。

この条例のなかですべて分かるほうがいいと思います。

○杣山会長 杣山です。

山本委員、澤田委員からは具体的な記載のほうがいいとのご発言があり、他の委員の皆様も賛同されていますので、この部分については具体的に記載するということによろしいでしょうか。

それ以外のところで、ご意見等ございますでしょうか。

○澤田委員 澤田です。

前文と第2条第3号において、知的障がい者のコミュニケーション手段として「ひらがな表記、サイン、写真」を記載していただいております。そのうち、「写真」そのものについてはコミュニケーション手段とはならないため、「写真を用いた分かりやすい表現」としていただきたいと思います。

○杣山会長 杣山です。

視覚に訴えるものは、イラストもそうですが、知的障がい者に限らず発達障がい者についても有用ですので、表記について一考いただけたらと思います。

それ以外はよろしかったでしょうか。

○水田委員 水田です。

話が戻ってしまい申し訳ございません。

先ほど、前文の部分で一文を短く分かりやすくするという話がありました。

前文の宣言部分において、「手話が言語であることを認識する」という部分を「手話が言語であることを認識し普及する」に変えたうえで、一旦文章を区切っていただきたいのです。そうすることによって、手話言語に関する記載として分かりやすくなると思います。

○杣山会長 杣山です。

水田委員のご意見に関する部分については、事務局で一考していただきたいと思います。

○川添委員 川添です。

第1条 目的における「手話言語への理解の促進」という記述のなかに「普及」に関しても含まれるのでしょうか。「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及」の「普及」が、前述の「手話言語への理解の促進」にもかかるのでしょうか。「手話言語への理解の促進とその普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及」としたほうが、誤解が生じないのではと思います。

○杣山会長 杣山です。

川添委員のご発言に対して、他の委員の皆様はいかがでしょうか。

山本委員、澤田委員から賛同するとのご発言がございましたが、事務局において、規定を変えることによって、それ以降の部分に関し不都合が生じますでしょうか。

○事務局 障がい者支援課 植田です。

その点につきましては、影響はございません。他の部分にも同様の表現がございますので、整合性を図る形で修正をさせていただきます。

○杣山会長 杣山です。

それ以外に、ご発言はございますでしょうか。

○川添委員 川添です。

第2条第6号に関して、特別支援学校も記載していただきたいと思います。

○杣山会長 杣山です。

今、川添委員から特別支援学校の追記についてご意見がございましたが、私のほうからも、幼稚園などの就学前教育の場をどう考えればよいのかを検討していただきたいと思います。手話が言語であると高らかに掲げるのであれば、ぜひ就学前の集団保育の場においても学習の機会を求めるのはどうでしょうか。

就学前においても言語は既に存在するわけです。しかし、原案のように、学校教育法の規定を引用した場合、保育所は規定されておられません。しかも、保育所には社会福祉法人や学校法人が運営するものもあります。そのあたりをどのように澄み分けるのか検討する必要がありますが、市が設置したもののみを対象としているところも少し疑問には思います。ですので、ぜひこの定義のなかに、先ほど川添委員も言われましたが、努力義務として規定するわけですので、ぜひ就学前の集団保育の場においてもそういう機会を求める形にしてはどうかと思います。手話は言語であるということを真に遂行していこうという意気込みがあればそのあたりもご検討いただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、第2章に移ります。事務局からご説明願います。

○事務局 事務局 福原です。

では、第2章についてご説明申し上げます。

第2章は、手話言語への理解の促進について規定するものでございます。第2章は第8条の一条のみの構成となっておりますが、手話が言語であるということを強調する意味で、一章一条としております。

「第9条 手話を学ぶ機会の提供等として、市は、手話言語への理解の促進を図るため、ろう者、手話通訳者及び事業者その他関係機関と協力して、市民が手話に触れ、手話を学ぶ機会を提供

するものとする」、としております。

続いて、第 2 項におきまして、「市は、事業者が手話に関する学習会等を開催する場合において、その支援を行うものとする」、としております。

第 2 章は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○杣山会長 杣山です。

今のご説明は第 2 章の第 9 条になりますけれども、ご意見はございますでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

第 3 章の説明をお願いいたします。

○事務局 事務局 福原です。

では、第 3 章についてご説明差しあげます。

第 3 章は、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及について規定したものでございます。第 10 条から第 12 条までとなっております。

まず、第 10 条 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の促進について。

「市は、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を必要とする障害者、コミュニケーション支援者及び事業者その他関係機関と協力して、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段に対する市民の理解を促進するため、必要な措置を講ずるものとする」、としております。

第 2 項におきまして、「市は、学校において、児童及び生徒が、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を学ぶことができるよう、学習機会の確保に努めるものとする」、としております。

ここで、先ほど申しあげましたように、学校における福祉学習について学校教育課に確認した内容を報告いたします。

すべての小学校、中学校において福祉学習を実施しております。福祉学習で学ぶ内容は、手話、指文字体験等聴覚障害に関する学習活動、アイマスク体験、点字体験等視覚障害に関する学習活動、車椅子体験等肢体不自由に関する学習活動、介護・高齢者福祉に関する学習活動を行っているということでした。

続きまして、第 11 条でございます。第 11 条は、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関して規定しています。

「第 11 条 市は、障害者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得し、円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

第 1 号、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段による市政に関する情報の発信。

第 2 号、災害時における障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段による避難等に関する情報の発信。

第 3 号、市が主催する講演会その他行事における手話通訳者又は要約筆記者の配置。

第 4 号、聴覚障害者への手話通訳者又は要約筆記者の派遣。

第 5 号、その他障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備。

第 2 項、市は、事業者が障害者への必要な情報の発信及び障害者のコミュニケーション促進のための合理的な配慮の提供を行う場合において、その支援を行うものとする」、としております。

第 12 条でございますが、こちらはコミュニケーション支援者等の確保及び養成について規定しています。

「第 12 条 市は、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション

ン手段を使用する障害者が地域社会において安心して生活できるよう、障害者及び関係機関と協力して、コミュニケーション支援者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする」、としております。

第3章は以上でございます。よろしくお願いします。

○杣山会長 杣山です。

第3章の規定についてご意見はございますでしょうか。

○水田委員 水田です。

第11条第1項第4号の規定について、「又は」より「及び」のほうが適しているのではないのでしょうか。

○事務局 事務局 福原です。

この規定における「聴覚障害者」には、ろう者のほか中途失聴者や難聴者を含みます。「及び」とすると、これらの聴覚障がい者に対し、手話通訳者と要約筆記者の両方を派遣するという解釈に繋がってしまいます。ろう者には手話通訳者を、中途失聴者及び難聴者には要約筆記者を派遣するという解釈になるよう「又は」と規定しております。

○水田委員 水田です。

では、第3号の規定についてはいかがでしょうか。

○事務局 事務局 福原です。

こちらの規定も第4号の規定と同様の理由から「又は」と規定しておりますが、確かに手話通訳者、要約筆記者両方の配置も考えられますので、こちらについては法制部門とも協議したうえで

「及び」に修正したいと考えます。

○杣山会長 杣山です。

ほかにはないでしょうか。

それでは、第4章について説明をお願いします。

○事務局 事務局 福原です。

それでは、第4章雑則と施行日を規定する附則を同時に説明させていただきます。

第4章、雑則。こちらについては、「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める」、としております。

この規定は、明石市の条例にはありません。明石市の条例を見ますと、かなり具体的な規定が条例に盛り込まれているため、記載がないものと思われます。

従来、条例策定の手法として、施策の大きな幹の部分条例に規定し、枝や葉に当たる細かな規定は条例に基づく規則や内規的な要綱に落としています。

条例にあまり具体的に規定を置きすぎると、新たな施策を講じる場合などに条例改正がすぐに行えないため、柔軟な対応ができなくなる可能性があります。よって、この補則規定を置くこととしております。

附則については、この条例の施行日として、「平成29年4月1日から施行する」、としております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○杣山会長 杣山です。

ただいまの説明に関して、ご意見等ございませんでしょうか。

また、条例素案の内容について事務局からご説明がありました

が、もう一度全体に関してご意見等ございませんでしょうか。

それでは、皆様からいただいたご意見を反映させた条例素案をもとに、今月の下旬からパブリックコメントを実施する予定です。

事務局におかれましては、準備のほどよろしくお願いします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局 事務局 前田です。

本日も、大変充実したご意見をいただき、本当にありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を踏まえた条例素案をもとに、8月23日（火）から9月23日（金）までの1か月間、パブリックコメントを実施します。

条例素案は市ホームページに掲載するほか、市役所1階市民ホール、福祉部各課窓口のほか、市民センター、公民館、図書館、こども療育センター、ウェルネージかこがわ、加古川中央市民病院等でも閲覧していただけます。

パブリックコメントにおいて市民の皆様からいただいたご意見については、取りまとめた上で、第4回検討委員会にてご報告いたします。

○事務局 事務局 植田です。

説明の途中ですが、本日皆様からいただいたご意見をもとに現状の素案を修正し、パブリックコメントにかける予定です。修正した条例素案につきましては、皆様にもう一度お集まりいただく機会を設けることができませんので、委員の皆様個々に条例素案を提示させていただき、承認いただいたものをパブリックコメントにかけていく予定ですので、よろしくお願いします。

○事務局 事務局 前田です。

それでは、これにて第3回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例検討委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

以 上